

平 和 研 究

Peace Studies

主任研究員：河井徳治

分担研究員：三橋 浩、谷田信一、山田全紀、瀬島順一郎、岩本 勲、
井口秀作、マンフレッド・リングホーファー、福田和悟、
平塚 彰、村岡浩爾、手島勲矢

1) 構成研究員のテーマと所属

平成13年度の構成員13名の研究テーマ（所属）は以下の通りである（順不同）。

代表者：河井徳治（人環・継続）：平和の理念とその実現に関する哲学的、倫理学的研究

三橋 浩（教養・継続）：環境平和の概念の諸相

手島勲矢（人環・継続）：宗教的伝統と「平和」概念

山本 勲（教養・継続）：日米関係

井口秀作（人環・継続）：国民国家の変容と憲法

リングホーファー・M（人環・継続）：平和教育における民族問題

瀬島順一郎（教養・継続）：個人と社会の関係についての心理学的平和研究

山田全紀（教養・継続）：生涯学習論と平和

谷田信一（教養・継続）：応用倫理学および教育学的見地からの平和論

村岡浩爾（人環・継続）：地球環境研究

福田和悟（人環・継続）：太陽紫外線による環境への影響と太陽紫外線量評価

平塚 彰（工学・継続）：環境システムに関する研究

2) 共同の研究活動の報告

(1) 第1回合同研究会は平成12年5月15日に開催された。

講師は今年度より新たに「平和学B1」講義の担当者として加わって頂いたフリーランス・ライター中川喜与志氏の「地域研究から平和学へーハラブジャ事件の意味」と題する講演が行われ、長年の取材に基づいて、トルコ、イラン、イラクにまたがって生活圏を有する2000万人から3000万人に及ぶと言われる国家なき民族クルド人のそれぞれの国家利害に翻弄される現状、対イラク戦争下でのサダム・フセインによる自国領内でのクルド人の毒ガス殺戮の悲劇、トルコ領内での弾圧などについて具体的な報告が行われ、新たな知見が得られた。併せて同地帯でのチグリス川上流域のウルスダム建設問題にも触れられ、引き続き活発な質疑応答が行われた。

なお、中川氏は平成13年8月に『クルド人とクルディスタン〔拒絶される民族〕』（南方新社、2001）を刊行されている。

(2) 第2回合同研究会は、アメリカで9月11日に勃発した同時多発テロを受けて、平成13年10月2日、岩本勲研究員の「アメリカにおける同時多発テロに関する論点をめぐって」という題目で行われた。新たな緊張と危機をまねく無差別テロとその原因をめぐっての政治的な背景と動向が報告され、活発な討議が行われた。

- (3) 第3回合同研究会は、同時多発テロに対する報復として行われているアメリカを主とするアフガン侵攻に関して、12月18日に岩本勲研究員による「アフガンの地政学的位置」が行われた。対テロ戦術の実習場、新兵器の実験場と化したかに思えるアフガニスタンの状況について報告が行われ、中川講師によるコメントも加えられた。

また引き続き村岡浩爾研究員による海洋の環境保全に関する各学会の取り組みの紹介があり、水資源問題についての新情報の報告も行われた。

3) 市民講座の開催

- (1) 今年度も大阪産業大学学会開催による市民講座「平和学」に会員が協力しているが、今年度は特にボランティア活動を中心にテーマが生まれ、入江幸男大阪大学大学院助教授など、新たな講師も迎えて行われた。

4) 平和研究資料の蒐集

- (1) 共通の資料は、引き続き多面的な角度から平和に関わる国内外の資料を中心に収集された。

分担研究課題

平和の理念とその実現に関する哲学的、倫理学的研究

河井徳治（人間環境学部）

- (1) 平成12年度秋に来日し、本学および広島修道大学で講演を行ったハイデルベルクの福音主義学術境界研究所元主任研究員コンスタンツェ・アイゼンバールト博士 (Dr. Constanze Eisenbart) が編纂した『ヒューマンエコロジーと平和』の中から、ゲオルク・ピヒトの論文「ヒューマン・エコロジーは可能か」他二本の論文（原文で約150ページ）の翻訳を平成14年度末の公刊を目指して手掛けている。
- (2) 新たな人間環境学部の発足に伴い、まったく新たな総合科学分野を開拓する「人間環境学概論」および「環境思想史」の倫理的枠組みの構築に努めている。
- (3) 人間環境学の基本構想は、われわれの場合スピノザの「自然の一部としての人間存在の自己保存の在り方」を中核とする。従って古典となるスピノザ研究は欠かせない。平成14年3月30日にはスピノザ協会総会において「スピノザにおける完全性概念の意義について」と題して講演を行い、これまでのスピノザ研究の一端を紹介した。
- 人間環境形成の核となるのは、断るまでもなく平和の理念である。人間の生態的地位の確立と平和の実現の関係を問うことに、本分担研究の主題は置かれている。

国民国家の変容と憲法学

井口秀作（人間環境学部）

憲法は国家の基本法であり、国家は、国民・主権・領土の3要素を有するものである。日本に限らず、これまでの憲法学は、暗黙のうちに、このような近代国民国家を所与の前提としてきた。しかし、20世紀の後半は、このような憲法学が前提としてきた国民国家が、「変容」、「ゆらぎ」、「危機」といった言葉で形容される時代であった。そして、その動きは、21世紀に入っても、衰えることなく、むしろ、いっそう強く続いている。このような国民国家の変容を憲法学の観点からとらえることが、さしあたっての研究課題である。

国民国家の変容は、従来の憲法学の観点からはどのように把握すべきなのか。例えば、国民国家の変容の例として、頻繁に引用される国際化や統合は、従来の憲法学の国家主権、国民主権といった観念からは、いかに説明されるだろうか。これらは、主権の制限や主権の委譲と記述すれば十分であろうか。

国民国家の変容を、既存の憲法学では十分に把握できないとすれば、新たなパラダイムが必要となろう。国民国家の変容が、従来の憲法学が前提としてきたものの変容である以上、これも不可避な事柄である。

もっとも、国民国家の変容といっても、変容の仕方は一様ではない。様々な、「変容」とよばれる現象の要因を把握し、それを、従来の憲法学の観点から分析するとともに、それが、従来の憲法学にどのような変容を迫るものなのかを考察する必要がある。

一神教と自然システム：「歴史」概念をめぐる論争

手島勲矢（人間環境学部）

昨年よりのテーマとして「一神教」理解の問題を考えてきた。殊に、昨年同時多発テロ（9：11）以来、日本の知識人の間に、一神教の宗教体質が他者を認めない独善的なものであるがゆえに衝突激化は必然的であると言うような、「一神教」の社会的・政治的考察が目立つ。マルクスやスペンサーなどに始まる19世紀以来のヨーロッパの学問伝統は、自然（政治）システムの一部として人間の宗教活動を理解しようとした。その理解の延長上に、こういう説明もあるのだが、それらは聖書の「歴史批判」概念を根本から揺さぶる議論でもある。

（人間が関与する）歴史は本質的に自然現象の一部であり、同じ条件と原因が与えられれば、（丁度、りんごが木から落ちるように）何度でも同じ出来事は繰り返される類のものであるのか、それとも、人間の関わる事件に同一のものは一つもない、すなわち、すべての人間的出来事は、ユニークな因果関係によるものであって、同じ出来事は二度と起こらない事件であると言うべきなのか、新カント派の哲学者（ヴィンデルバント）は、こうい

う質問をして「一回性」という概念による歴史と自然の区別を世に問うたが、この問いは、神がモーセに顕れてイスラエル人の苦境を救ったというような聖書「物語」を歴史的に解釈する場合に、深刻な問題となる。そして、神の顕現の歴史は何度でも繰り返される自然史の一事件に過ぎないのか、それとも二度と起こらない出来事なのか。この問題にどのように答えるかは、間接的に、現代の紛争と宗教の因果関係をどのように考えるかと深いつながりがある。

ユダヤ思想の一つの主張は「推論」と「事実」の区別であるが、この区別は、自然界の進化論を基調にして聖書の歴史を説明したヴェルハウゼンの仮説と向き合う場合に、特に重要である。すなわち、ヴェルハウゼンの仮説が正しいかどうかは、古代イスラエル史の問題でなく、人間・自然の一般法則として検証されるべき問題であり、従って、ヴェルハウゼンが提案した古代イスラエルの社会・政治環境に見た一神教発生の諸条件の真偽については、なぜ同じ条件下にある他の高度な多神教文明（ギリシア文明他）においては同じような宗教の展開が起きなかったのか。こういう疑問に答える必要がある。ただ自然界の進化論のモデルに合致している「推論」であるがゆえに、即、歴史「事実」となるわけではない。しかし、このヴェルハウゼン説は、マックス・ヴェーバーの学説の大前提となった。

「多神教」「一神教」の違いを安易に一般論化して、現在の中東紛争の説明と結び付ける推論には、ヴェルハウゼン説の真偽と同じ問題を感じる。すなわち、一見《もっともらしい》という理由以外、根拠を持たない「推論」の一人歩きである。歴史学者は「推論」を検証する「事実」を多角的に求めてこそ、また「推論」を語る社会学者は、すべての「事実」を受け入れてこそ、「真理は地上より芽生える」（詩篇 85・11）と思われる。

太陽紫外線による環境への影響と太陽紫外線量評価

福田和悟（人間環境学部）

太陽紫外線量評価のために用いる熱蛍光線量計素子(TLD)の研究を引き続き行ってきた。特に、 $\text{CaF}_2 : \text{Tb}$ 、 $\text{CaO} : \text{Tb}$ および $\text{Ca}_5 (\text{PO}_4)_3 \text{F} : \text{Eu}$ 、 Pb などの焼結体についての研究成果を報告してきた。そして、添加した不純物活性体の発光効率を改善するために、エネルギー遷移による発光効率の改善を行ったのが、 Eu_2O_3 と PbO の2種類の不純物を添加した $\text{Ca}_5 (\text{PO}_4)_3 \text{F}$ 焼純体素子である。エネルギー遷移利用による TLD の発光効率の改善が、 CaF_2 焼結体においても可能であると考え、太陽紫外線に対し、有効な不純物活性体である Tb_4O_7 と組み合わせる不純物を求める実験を繰り返した。その結果、 Tb_4O_7 と Sm_2O_3 の組み合わせにより Tb^{3+} イオンによる熱蛍光の強度が著しく強められることが分かった。これらについては、2001年8月「LATVIAN JOURNAL of PHYSICS and TECHNICAL SCIENCES, 6 Supplement 2000」で発表。2001年7月、ギリシャでの第13回、固体線量素子国際会議、同12月、平成13年度応用物理学会北陸信越支部学術講演会、2002年3月第49回応用物理学関係連合講演会、同3月第2回宇宙線研究国際ワークショップ (IWSSRR-2, Nara, Japan) で発表を行った。

単に太陽紫外線だけでなく、他の線種に対しても感度を有するが、実用的であるための特性が、かなり明確になってきたので、今後、太陽紫外線については、UV-A、UV-B、UV-Cと区別した測定への研究、放射線利用でよく利用されているγ線に対する感度等についての研究をする必要性がでてきたので、これらについて逐次、研究、発表を行っていく予定である。

地球環境研究

村岡浩爾（人間環境学部）

地球環境問題のうち、土壤に関する課題を追求することにした。土壤は生物の育成の培地であり、人間社会が存する地上空間の基盤でもある。本来「ガイア仮説」にみられるように、地球の自己調節機能により環境の健全な状態が維持回復されるべき大地であるが、現実には有害化学物質によって汚染され、この状態が「負の遺産」として大きな環境問題となっている。

まず、土壤汚染の環境保全に関するこの法制度化がなぜ遅れたかを考える。大気や水が公共財であるのに対し、土は私有財でもあり、土地の売買と利用を通じて経済構造と密接な関係にあることにより、社会活動の裏で土壤汚染を見えにくい物にしてきた点に問題である。その結果、我が国の現状で40万以上の汚染サイトで調査が必要とされ、その浄化対策費用は13兆円に達するとされる。このため、平成15年2月に施行される「土壤汚染対策法」はどのような実効性をもって対策を誘導しようとしているかが次の問題点である。この点については調査をすべき土地の範囲、調査をすべき主体、費用が過大にならない調査手法や対策方法、支援組織の設置等が検討されている。

本来、環境保全の目標は環境の汚染によって人の健康に影響を及ぼすことのない制度を敷くことにあるが、大気や水の環境保全は汚染の発生そのものを規制する法的制度として一定の効果を上げているが、土壤汚染は新たな汚染を発生させないことだけでなく、大量に存在する汚染物質をいかにして無害化するかが重要である。実はこの法制度では、汚染物の無害化を全面的に進めるには技術、経費の面で実効性が担保できず、無害化と同時に有害物質の人への暴露径路を遮断することによって健康へのリスクを低減させる技術を取り入れている。ここに土壤汚染対策の大きな特徴があるわけであるが、このことによって一番問題となるのが住民の不安を取り除くことができるかどうかである。今後、リスクコミュニケーションをいかに徹底させることができるか、このためには土壤の汚染に関する情報の公開と共有の原則が保障されなければならないと考えている。

もう一つの課題は汚染対策の経費が高いため、公的支援にどこまで期待できるか、また対策が順調に進まなければ土地取引が一層沈滞し、経済効果に与える影響が懸念されることである。その一方で、汚染技術の発展とその適用の市場増大を見込んだエコビジネスの期待感も無視できない。土地の汚染を回復し、土地の売買と土地利用を活発にすることは大きな経済効果を持つが、これを行政がどのように誘導すべきか、またそのためにどのような技術改革と研究を進めていかなければならないか、今後抱える課題は多い。

以上の事柄について包括的な考察をし、二、三の研究成果を公表した。

- (1) 村岡浩爾：地下水、土壌汚染対策の制度化にむけて、土木学会関西支部：地下水制御が地盤環境に及ぼす影響評価に関する講習会講演集、平成14年9月
- (2) 村岡浩爾：「負のストック」を活かす社会経済システム（巻頭言）、環境情報科学、2002年9月号

平和教育における民族問題

リングホーファー・マンフレッド（人間環境学部）

昨年紹介したブータン国内及びブータン難民キャンプで使用されている教科書の分析を進めた。計画の一部が執行できなかったことがある。昨年の後半にブータン国内使用の教科書の改訂版が出版された。京都大学の前平先生が今年3月ブータンで2週間ほど研究調査を実施した際、ブータンの政府機関にすべての科目教科書の一式を日本へ送るようたのんだ。しかしそれが実現にならなかった。前平先生が9月中に、再びブータンを訪れた時、一部の教科書を手に入れて、帰国した。その教科書を見る機会がまだできなかった。今回は古い教科書の一部の比較分析を紹介することになる。

環境問題に関する Environmental Studies の教科書を比較すると、大きく異なっているとすぐ分かる。難民キャンプでの教科書は難民キャンプ内の建物(住居、医療施設、学校)の紹介をはじめ、国際民間団体(NPO、NGO)の活動も大きく取り上げられている。なぜかという、医療、衛生指導、学校教育、水道、食料配布などの難民生活において欠かせない存在であるため。教科書も上記の国際組織の指導の内容を教科書に取り入れ、例えば小学生に衛生感覚を分かりやすく教えられるため、それに適する、子供が主人公になるストーリーをシーリスで紹介する。難民キャンプ周辺及びネパールの自然については、この種類の教科書で振られていない。

逆に、ブータンの教科書において、ブータンの自然環境の紹介を中心に Environmental Studies の教科書(小学校低学年)が構成されている。

ブータン国内使用の教科書の内容を見ると、難民のほとんどが出身であるネパール系ブータン人に関する情報が少ないのである。ネパール系ブータン人の文化、特に宗教、祭りなどはある程度紹介されているが、国語はゾンカ語(ブータン王家の民族言語、チベット語の方言)だけしか存在しないような書き方になっている。他の言語を特定地域の方言であるような紹介になっている。

小学校の教科書で登場する人物の民族名を見ると、ブータン国内及び難民キャンプで使用されている教科書では、相手の民族(ネパール系、ンガロン系など)は登場するが、難民キャンプの教科書ではそれ以外の、特に西洋社会の名前が割合に多く使用されている。難民キャンプの教科書全体を見ると、より国際性に富んでいるということが言える。

今後の研究課題は、ブータンの改訂版の教科書がどのように書き換えられたことを分析すべきである。特に1980年代後半からの社会変動、難民発生、同化政策などの紹介において変化が見られるかどうか。ブータン難民はまだ当分の間、帰国できない状況に置かれている中で、ブータン人である難民が(全人口の約20%)は祖国に対して、異なった知識、感覚などを持ち、帰国できる時、社会統合が簡単ではないと予測できると思う。

環境システムに関する研究

平塚 彰 (工学部)

平成13年度の「環境システムに関する研究」は、環境問題への新たなパースペクティブー環境学における“創発”の深化にむけてー (A New Perspective toward Environmental Issues - Toward Deepening of Emergence in Environmental Studies) と題する研究を行った。今年度の研究成果は、下記参考文献に示す刊行物¹⁾に発表しているので参照されたい。本研究の概要を示すと、以下のとおりである。

「環境問題」はきわめてポストモダンの課題を有しており、取り組むべき問題群が数多く存在する。本稿では、このような問題意識の上から環境問題の諸分野に通底する近代科学を批判的に考察し、環境問題にかかわる科学論的概念を整理しつつ明らかにした。このことは、これまでわれわれが考察を行ってきた環境概念と近代の概念を踏まえ、環境問題に新たなパースペクティブを提供し、近代の飛躍を押し進める一助にできるものとする。

以下に、本研究での「まとめ」を示す。

- (1) 環境問題は分野が多岐にわたるため、横断的視点や論点が求められる。この点について科学哲学的な視点から掘り下げを行った。
- (2) 横断的視点としての近代科学は、環境問題そのものとともにポストモダンの問題に位置づけられる。この点について批判的に検討を行った。
- (3) 近代科学は機械論的思考に支えられ、価値を伴わないことが特徴とされた。しかし、この手法では環境問題への接近には限界がある。この点について、有機体の哲学を論じるホワイトヘッド哲学を引き合いに出し、それに基づき機械論的思考を価値の側面から検討を行い、「出来事」について論じた。
- (4) 科学的接近の過程で、創発現象を論じた。これは、価値を顕現する概念と位置づけられる。複雑系科学においても重要な概念に位置づけられている。
- (5) 「創発」は環境問題への接近に向けた新たなパースペクティブに位置づけられる。同時に、複雑系科学が近代科学の代替科学として可能性を有することから、その視点も「創発」とともにそれに位置づけられる。

(参考文献)

- 1) 平塚 彰、吉田勝二、野村克己(2002):環境問題への新たなパースペクティブー環境学における“創発”の深化にむけてー、日本環境学会誌「人間と環境」Vol. 28, No. 3, 129-134.

日米関係——中間報告

岩本 勲（教養部）

日本政府が有事法制を4月、国会に提出することによって、これまで、いわば凍結されてきた、自衛隊の交戦権が全面的に解禁され、冷戦終焉・ソ連崩壊後の日米安保条約の新しい段階の仕上げ段階に入った。これらの3法案は、PKO法（1992年）を端緒として、新「防衛計画の大綱」（1995年）、「日米安保共同宣言」（1996年、橋本首相）で本格化しその後、一連の法律等（「日米物品役務相互提供協定」1996年、新「日米防衛協力のための指針」1997年、「周辺事態法」1999年、「テロ対策特別措置法」2001年）で具体化されてきた過程の延長上に位置するものである。

有事3法案（武力攻撃事態法案・自衛隊法改正案・安全保障会議設置法改正案）は、自衛隊法に規定されながら実際には法的整備が不備で行使し得なかった、交戦権を自衛隊が完全に行使しうるようにするための法整備である。これまで憲法第九条のうち戦力不保持規定が、警察予備隊の創設および自衛隊への再編とその増強によって空洞化されてきたが、今回の3法案によって、交戦権禁止の規定が完全に蹂躪され、全体として憲法第九条の空洞化に一層の拍車かけられることとなる。

これらの法案は、「周辺事態法」が予定している国家総動員の体制をさらに拡大させ、政府の権限によってあらゆる物的・人的資源を武力行使のために動員しようとする色彩がいつそう濃厚になった。このため、平時における諸法律に対する適用外規定を設けることによって私権をも制限する3法案は、第九条のみならず憲法に保障された基本的人権の重大な侵害ももたらす。このように、有事3法は既存の法律を超越する強権を政府与えることによって、憲法には規定されていない事実上の「非常大権」を首相に与えることとなる。

これらの意味で、憲法はその条文が変更されることなく、しかし、本来憲法に従うべき法律が、逆に憲法を修正するという形をとって憲法の内容が空洞化され、あるいは一時停止され、事実上、憲法改定と同様の効果をもたらされることとなる。

しかも、このような公然たる憲法蹂躪と軍事強化を目指すこれらの3法案が同時に、メディア規制法案（継続審議）など言論統制法案を伴いながらまるで両輪のごとく推し進められようとしているところに、看過できないもう一つの特徴がある。

有事法制は今国会では継続審議となったが、今秋の臨時国会に向けて、継続3法案のほか、国民保護法など関連5法案も準備されている、と報道されている。筆者分担の研究では、これらの法律案を含めて、その問題点を明らかにする予定である。

中間報告書

谷田信一（教養部）

道徳教育においていかに平和の問題をとりあげるかは、まだまだ確立した方法がないといってよい。

近年において、スクール・カウンセラーの導入などの対策を文部（科学）省がとってきたにもかかわらず、構内暴力や不登校は増え続けてきており、また、児童・生徒たちの学習意欲も相変わらず低迷状態が続いているようである。このような状況のなかで、今年の春に文部科学省は「心のノート」という冊子を発行して全国の小・中学校に配布したが、その中心的構想はあくまで学習指導要領の「道徳」の章に準拠しており、家庭での道徳教育の重要性を強調している点などに特徴が見られるが、それほど大きな効果は期待できないであろう。

また、性教育に関しても、十代の少女の人工妊娠中絶は近年ずっと増え続けてきており、厚生労働省所管の財団法人「母子衛生研究会」が作成した中学生向けの性教育冊子「ラブ&ボディ BOOK」を今年の春から配布したが、遠山文相やPTAなどの批判を受けて、6月には一部回収、さらには8月には絶版とすることを決定する、など混乱が続いている。

しかしながら、問題は平和教育、性教育といった各分野の方法論にとどまるものではないであろう。むしろ、現在にいたるまでの日本の道徳教育の全体が問い直されているのだといえよう。そもそも、小学校ではまだなんとか道徳の授業は成立している場合が多いようであるが、中学校にもなると、道徳の授業になると教師も生徒もしらけてしまっていて、ほとんど授業が成立していないのが実状のようである。そしてそれは、旧態依然たる学習指導要領の「道徳」の章やそれに準拠してつくられた各社の副読本などの限界が露呈されているということのように思われるのである。

こうした現状を考えると、新しい総合的な道徳教育の方法論を研究していくことが急務であり、そのさい大切なのは、徳目を教条的に覚えこませることではなく、ひとりひとりの生徒が批判的な思考能力を身につけることができるようになるような教育方法であると思われる。そのような問題意識のもとで私は研究を進めていく所存である。

環境平和の概念の諸相

三橋 浩（教養部）

平和研究（平和学）は、これまでの学問に取って代わる新しい型の学問である。その特質である学際性と実践性は、「平和」という概念を軸にした個別諸科学の再構築を目指すと同時に、平和実現のための総合科学として、21世紀の人間観の形成に深く関わっている。しかしそのアプローチは様々であり、人文科学を基軸とする本研究員は「人間性」の問題を念頭におきつつ、「人間をホモ・サピエンスとしてみる立場からの平和への考察」を行ってきた。最近のテーマは「環境概念と平和概念との関係性」に絞られているが、平成13年度は、専らに「環境概念」に焦点を合わせ、その諸相を比較検討していくというスタイルをとった。

まず、「環境概念」を考察する中で、人間は独自の存在領域、即ち「人間的存在領域」を持っていることが明らかになった。そしてその人間的存在領域を確保するに当たって無視できないのが、人間に備わり、従って人間の存在条件といわれうる「観念構成能力」であるとする考えにいたった。この考え方は、本研究員の今後の平和研究のキーワードとなるものである。

具体的に研究を進めて行くに当たり、平成 11 年度に河井徳治本組織研究員を代表とする旧文部省科学研究費研究成果報告書（研究テーマ：過去、現在、未来における平和実現の諸条件の倫理学的研究）において、本研究員が受け持ったテーマ「人間の本性と攻撃性との関係についての研究」を再度取り上げた。

本テーマにおいて重要な概念は、先に述べた如く「人間的存在領域」と「観念構成能力」と「人間の本性（人間性）」であるが、これらについて、旧文部省の報告書では日本語としての概念をもとに展開していったが、平成 13 年度では、それらが英語圏でどのように展開していったらよいかに留意しながら、言語上の吟味を行った。そして「Human Dimensions（人間的存在領域）」、「Ability of Ideation（観念構成能力）」、「Human Nature（人間の本性）」をあらためて確認した。

これらの言語を基軸にして、平成 13 年度発行の大阪産業大学論集人文科学編 106 号において、本研究員は上記報告を「A Research into the Relation between Human Nature and Aggressiveness」のタイトルの下に発表した。

（なお、平成 13 年度も本研究を側面からサポートするために、本組織で自然科学の立場から環境システムを研究する平塚彰研究員と共同で、「いのちと環境を媒介する環境平和の概念に関する研究」のテーマのもとに、文部科学省の科学研究助成金を得るべく申請したが、理解が得られず不採択となった。）

生涯学習論と平和 山田全紀（教養部）

平和学の大きなテーマの一つとして「国家と国法」の問題がある。国家が先か国法（憲法）が先か、という問題である。一方に、国家の実情に合わない憲法はその時代状況に相応しく改正すべきであるという見解があれば、他方には、変えなければならぬのは憲法でなく国家の実情の方であるという反対の見解がある。すなわち、国家が憲法より先立つと考えるのであれば、国家が自らの憲法を制定するのであり、改憲も国家の実情しだいであろう。これに対して、憲法が国家より先立つと考えるのであれば、国家の存立基盤こそは憲法であり、憲法を変えることは国家のアイデンティティが失われ、全く別国家になることであろう。このような「国家と国法」をめぐる古典的ジレンマに論理主義的に取り組んだのが、H・ケルゼン『社会学的国家概念と法学的国家概念』（法思想 21 研究会誌、2001 年 7 月、晃洋書房）である。山田は、同研究会のメンバーとして、佐伯守氏（松山大学法学部）奥正嗣氏（大阪国際大学法政経学部）とともに、本書の監訳と分担訳にあたった。日本においても改憲論の声が大きくなりかけている現在、本書のような古典が改訳される意義は大きいであろう。もっとも、日本においては、改憲せずに、解釈を変えることで実情に合わせるという特殊日本の手法が採られている。条文に何と書かれていようが、正反対の解釈が可能であるというのであれば、ケルゼンとともに、国法（基本法・憲法）とは、いったい何であろうか、と問わざるをえない。

このように平成13年度は、本研究としては予想外のテーマにも関わることになり、それによって大きな成果が得られたが、これまでの継続研究の新しい動向としては、共同研究を続けているドイツ・ヴュルツブルク大学特殊教育研究所のM・タールハマー教授が早期退職されたことが挙げられる。このニュースは大きな驚きであったが、同氏を交えた共同研究は今後も継続されることが約束され、安堵した。研究会および事務連絡等の中心には、同大学のゲルハルト・シャート博士が当たられることになった。シャート氏は、特殊教育の理論のみならず実践にも尽力されている。座禪に強い関心をもつ氏と山田は10年来の知己であり、年度末にヴュルツブルク大学を訪問した折には、「特殊教育学的人間学」研究会において、両氏との今後の研究交流の一層の充実発展を期することができた。